公安委員会

みちのく有料道路、

青森空港有料道路及び第二みちのく有

報

青森県少年指導委員の委嘱......

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

(生活環境課) ...

少

年

課 :

第三千二百十八号

平成二十二年 (水曜日

県立自然公園の特別地域の区域の変更. 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.... 建築士法による指定事務所登録機関の指定..... 建築士法による指定登録機関の指定. 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 道路の供用の開始...... 道路の区域の変更...... 身体障害者福祉法による医師の指定..... 県立自然公園に関する公園計画の変更 県立自然公園の区域の変更...... 青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令...... 青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則...... 告 訓 規 目 示 令 則 次 (財産管理課) ... (河川砂防課) ... (自然保護課) ... (総務学事課) **経** (建築住宅課) ... (障害福祉課) ... 理 同 同 路 同 課 : 課 : <u>.</u> : : Ħ. 껃띡 끄디 껃

平成二十二年三月三十一日

青森県規則第二十三号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則 (昭和三十七年一月青森県規則第一号) の一部を次のよう

に改正する。 別表第一第二号中心を削り、叭を出とし、凧を叭とし、冊を聞とし、団を冊とし、

世を世とする。

附

則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 各

出

先

機

関 般

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

規

則

料道路の障害者特別割引措置の変更......

( 道

路

公 社)

:

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県知事

申

吾

Ξ 村

のように改正する。 青森県例規全集集録手続規程 (昭和三十六年二月青森県訓令甲第五号) の一部を次 青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令

第五条中「八部」 を「三部」 に改める。

則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 告

示

青森県告示第百九十九号

庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する 五条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により公示する。 規定により種差海岸階上岳県立自然公園の区域を次のとおり変更するので、 なお、変更後の公園区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、 青森県立自然公園条例 (昭和三十六年十月青森県条例第五十八号) 第四条第一項の 同条例第 八戸市

県

森

報

平成二十二年三月三十一日

青

青森県知事 Ξ 村 申

吾

追加する公園の区域

八戸市大字鮫町の一部

削除する公園の区域

八戸市大字鮫町の一部

Ξ 変更後の区域図

青森県告示第二百号

規定により種差海岸階上岳県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条第四 青森県立自然公園条例 (昭和三十六年十月青森県条例第五十八号) 第六条第一項の

項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

八戸市庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。 なお、変更後の公園計画の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課:

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

特別地域に次の区域を追加した。

八戸市大字鮫町の一部

特別地域から次の区域を削除した。

\_

八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各

部

Ξ 第一種特別地域から次の区域を削除した。

八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字鳥屋部の各一部

兀 第二種特別地域に次の区域を追加した。

八戸市大字鮫町の一部

第二種特別地域から次の区域を削除した。

五

八戸市大字鮫町の一部

六 第三種特別地域に次の区域を追加した。

八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字鳥屋部の各一部

七 第三種特別地域から次の区域を削除した。

八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各一部

八 次の単独施設を削除した。

スキー場	野営場	施設の種類
三戸郡階上町 (階上岳)	三戸郡階上町 (寺下観音)	位
		置

九 変更後の公園計画図

青森県告示第二百一号

青森県立自然公園条例 (昭和三十六年十月青森県条例第五十八号) 第十条第一項の 2

県

道

線戸来十和田

番図 号面

種道

類の

路 線 名

路

1

県

道

線ケ沢蟹田

Ξ

規定により種差海岸階上岳県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更するので、 八戸市庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。 同条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により公示する。 なお、 変更後の特別地域の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課

平成二十二年三月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

追加する特別地域の区域

八戸市大字鮫町の一部

削除する特別地域の区域

八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各一部

変更後の区域図

省略

青森県告示第二百二号

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

蔵消 消 能 能 能 器 外 科 一	ı	
Ė	語類	獲
<b>》</b>	·	等

青森県告示第二百三号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月三十日まで青森県県土整備

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

沢字八幡前七四	和田市大字滝沢字下モ平六七の一から	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺四六の四まで	変更の区間	
後	前	後	前	前変 後更 別の
四〇・一〇メートルまで	一三・七〇メートルまで六・七〇メートルから	二一・七〇メートルまで	二七・二〇メートルまで一八・七〇メートルから	敷地の幅員
一、一八〇・〇〇メートル	一、一八〇・〇〇メートル	三八・八〇メートル	三八・八〇メートル	敷地の延長
				備考

道路法(昭和二十七年法青森県告示第二百四号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月三十日まで青森県県土整備

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

戸県 来道 十 和	線岩県 崎道 西	大県 鰐道	路
銀	屋弘前	浪岡線	線名
十和田市大字滝沢字高屋七の一まで十和田市大字滝沢字高屋一〇五の七から	まで中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二の一中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二の一中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上八四の一	弘前市大字乳井字岩ノ下七七まで弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から	供用開始の区間
"	"	平成三・三	の供 期開 日始

青森県告示第二百五号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第一急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

平成二十二年三月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

上堀川一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標

直線とする。柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は

標柱を設置した土地の表示

七	六	五	四	Ξ	Ξ	_	標柱番号
"	"	"	"	"	"	下北郡東通村	市町村名
"	"	"	"	"	"	尻労	大字名
"	上堀川	"	"	尻労	"	上堀川	字名
Ξ	- 八 の -	四	<u> </u>	=	_	三九の一九	地
							番

青森県告示第二百六号

一項の規定により公示する。とおり指定登録機関を指定したので、同条第三項において準用する同法第十条の六第とおり指定登録機関を指定したので、同条第三項において準用する同法第十条の六第建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項の規定により、次の

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申

吾

社団法人青森県建築士会一 指定登録機関の名称

一 指定登録機関の住所

青森市安方二丁目九の一三

三 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

青森市安方二丁目九の一三

四 指定登録機関の指定をした日

平成二十二年三月二十四日

五 二級建築士等登録事務の開始の日

平成二十二年四月一日

大和田おいらせ農業協同組合む むつ市横迎町一丁目 に改め、	本田田おいらせ
-------------------------------	---------

とうほく天間農業協同組合天間とうほく天間農業協同組合天間

所支所とうほく天間農業協同組合六ケ

上北郡七戸町字森ノ上上北郡東北町字塔ノ沢山

上北郡六ケ所村大字平沼

## 公安委員会

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀

青絑県公安委員会規則第四号

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

### (趣旨)

青

(舌が区域) 員会が行う猟銃安全指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。会規則第十二号。以下「指導委員規則」という。) の規定に基づき、青森県公安委会規則第十二号。以下「指導委員規則」という。) 第二十八条の二及び猟銃安全指導委員規則 (平成二十一年国家公安委員第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号。以下「法」

に規定する各警察署の管轄区域とする。 察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和二十九年青森県条例第四十五号)第二条 指導委員規則第二条第一項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域は、警

### (委嘱

(周知の措置)

2 前項の規定による委嘱は、別記様式第一号の委嘱状を交付して行うものとする。情に精通し、かつ、適任と認め推薦したもののうちから行うものとする。情に精通し、かつ、適任と認め推薦したもののうちから行うものとする。第三条 法第二十八条の二第一項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条に定第三条 法第二十八条の二第一項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条に定

るものとする。

「当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ず当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずがに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動等において、の三の規定により実施する講習会及び法第十三条の規定により実施する猟銃の検査第四条(前条の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法第五条

### 解嘱)

として意見の具申を受けたものについて行うものとする。安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当する第五条 法第二十八条の二第七項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃

(弁明の機会の通知)

2

場所及び理由を期日の十四日前までに書面により通知するものとする。(六条)指導委員規則第八条の規定により、弁明の機会を与えるときは、弁明の期日、

(災害補償)

子

十九号)の定めるところによる。 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和四十二年十二月青森県条例第三第七条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、青森県議会議員その他

(細部的事項)

は、警察本部長が定める。 第八条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等に関し必要な事項

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

				あな			
	併	X Z	<b>光</b> 瞩 苗 問	、たを銃砧  銃安全排			
	田	ē		あなたを銃砲刀剣類所持等取締法第2 より猟銃安全指導委員に委嘱します。		КK	
	Ш			折持等取 □ 麥漏し			
<b></b>		併	併	無締法。		遍	
禁温公		Ш	旧				
青森県公安委員会		田 # 건	日から	8条の2第1項の規定に		关	<del>111</del>
田				カ規定に	敪		巾

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。	青森県公安委員会	年 月 日	銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します。	殿	解嘱通知書	別記様式第2号

松

永杉一横木青

澤本戸山村松

誠洋

子正司一一紀

芳

(電話 01년 년 生活安全課

氏

名

連

絡

先

# 青森県公安委員会告示第三十号

ので、 号) 第二条第一項の規定により、平成二十二年四月一日付けで、少年指導系 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法 第三十八条第一項及び少年指導委員規則 (昭和六十年国家公安委員 同規則第二条第二項の規定により、 次のとおり公示する。

### 平成二十二年三月三十一日

で、三内字玉作一番地から五番地ま字稲元一一八番地から一二〇番地ま一七一番地)、三内稲元周辺 (三内地から一四五番地まで、石江字三好	二月	を表す。	親光通り周辺(禄三丁目九番から一町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目)、下五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目)、本町周辺(長島一丁目から二丁目まで、柳川一丁目から二丁目まで)、「ら二丁目まで、古川一丁目から二丁	丁目から二丁目まで、新町一丁目か青森市のうち、青森駅周辺(安方一番・ 大田		次のとおり公示する。四月一日付けで、少年指導委員を委嘱する則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)	***************************************
 熊舩富	岩佃佐妻岩	今鎌加手	後新永福			小田子	T
野見田	石 四 佐 安 石	ラ	藤谷澤井			小野 笠 原崎	
鐵亮千	祐正由 伸	清清				径	
都 夫悦子	子子夫誠行	哲晃行吉	悦良榮美 三 哉 郎昭一子			嘉裕	
(電話 014次 至 三 23)	(電話 ①[七八三三三五]	用事生活安全課 刑事生活安全課 (電話 ①[七] 五] 三]一)	(電話 ①岩三芸 三四)			(電話 0)七八 四三 四四)	
(幸町一丁目から二丁目まで)、松一丁目から四丁目まで)、幸町周辺三沢市のうち、中央町周辺(中央町	一三番から一四番まで)の区域 一三番町一番、元町東一町二番、東三番町一番がら二○番まで、東 一番、東三番町一番がら三番まで、東 番、東三番町一番がら三番まで、東 番、東三番町一番がら三番まで、東 番、東三番町一番がら三番まで、東 番、東三番町一番がら三番まで、東 番、東三番町一番がら三番まで、東 の区域	黒石市のうち、徳兵衛町周辺 (甲徳 東衛町、乙徳兵衛町、油横丁、寺小 京篠村、中川字花岡)、アクロスプ 字篠村、中川字花岡)、アクロスプ 字でででででででででいる。 「本町北柳田一番地から二七番地」の区域及び平川市のうち、平賀駅前周辺 (本町北柳田一番地から二七番地)の区域及び平川市のうち、徳兵衛町、油横丁、寺小	石岡字藤巻)の区域 不町)、エルム周辺(唐笠柳字藤巻、木町)、エルム周辺(唐笠柳字藤巻、木町、地町、地町、中町、岩端町周辺(川端町、本町、寺町、岩に大町、旭町、東町、布屋町)、川の下側原市のうち、五所川原駅周辺	丁目)の区域  「丁目)の区域  「丁目)の区域  「丁目)、ピアドゥ周辺(沼館四陽二丁目)、ピアドゥ周辺(沼館四 (江) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河	で、 南朝家二丁目から三丁目丁目まで、南類家二丁目から三丁目で)、 類家周辺(類家三丁目から五城下周辺(城下一丁目から四丁目ま城下周辺(城下一丁目一番がら三番まで)、	町、鷹匠小路、長横町、岩泉町、 下、鷹匠小路、長横町、岩泉町、 六日町、朔日町、十一日町、柏崎一 六日町、朔日町、十二日町、十二日町、八日町、八日町、十二日町、十二日町、十二日町、十三日町、十三日町、十三日横町周辺(堤町、廿三日町、十三日横町周辺(堤町、馬場町、常海町)、長窪町、番町、馬場町、常海町)、長窪町、番町、馬場町、常海町)、長河・八戸市のうち、本八戸駅前周辺(内八戸市のうち、本八戸駅前周辺(内	で) の区域

雑

報

青森県道路公社公告第 号

十五条第一項の規定に基づき公告する 置を次のとおり変更するので、 みちのく有料道路、 青森空港有料道路、 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第二みちのく有料道路の障害者特別割引措 第二

平成 一十二年三月三十一日

青森県道路公社理事長 竹 内

剛

# 料金の表の備考のイを次のように改める。

障害者割引については、 次のとおりとする。

1

### (T) 割引を適用する自動車

事務所 手帳 要綱 等必要事項の記載の手続がなされた自動車。 青森県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号 第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度 ていない町村において、 「療育手帳制度について」別紙) の定めるところにより交付を受けている療育 社会福祉法 (以下「手帳」という。) に、 (昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知 (市町村及び特別区が設置したものに限る。) 又は当該事務所を設置し (昭和二十六年法律第四十五号) 第十四条に基づく福祉に関する 身体障害者福祉法 以下のa又はbの要件を満たすものとして、 (昭和二十四年法律第1 |百八十三号)

田横町 名迎

動車を除く。) で、青森県道路公社が別に定めるもの 日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車 (営業用の自 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち

b

a

続して日常的に介護している者が所有する) の者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継 づき青森県道路公社が別に定める者 (以下「重度障害者」という。) が手帳 第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基 の等級又は「療育手帳制度の実施について (昭和四十八年九月二十七日児発 福祉法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第十五号) 別表第五号に定める障害 日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する (これら を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者 青森県道路公社が別に定めるもの 自動車 (営業用の自動車を除く。

(1) 割引率

割引率は 五割以内とする。

実施時期

平成二十二年四月一日から実施する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)